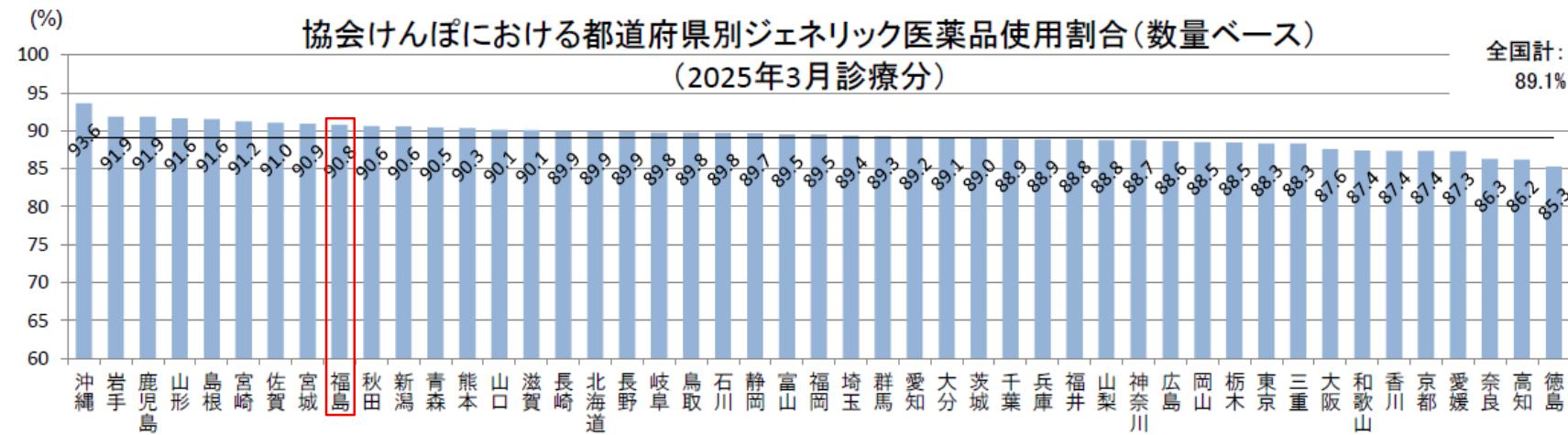


福島支部 ジェネリック医薬品の使用状況について 【令和7年3月診療分】

- 注1. 協会けんぽ(一般分)の医科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。(ただし、電子レセプトに限る。)
なお、DPCレセプトについては、直接の診療報酬請求の対象としていないコーディングデータを集計対象としている。
- 注2. 社会保険診療報酬支払基金から請求のあったレセプト(再審査分を除く)を集計対象とし、請求月の前々月を診療年月として表示している。
(例えば、平成31年4月診療で集計対象としているのは、令和元年6月に社会保険診療報酬支払基金から請求のあったレセプトである。)
- 注3. 「新指標による後発医薬品使用割合(数量ベース)」は、[後発医薬品の数量]／([後発医薬品のある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量])で算出している。
医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」に基づいて設定している。
なお、集計する際は、社会保険診療報酬支払基金から請求のあった前々月末日時点の情報に基づいて設定している。(月遅れレセプトも同様。)
- 注4. 「数量」は、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えたものをいう。
- 注5. 都道府県別の集計は、加入者が適用されている事業所所在地の都道府県ごとに集計したものである。
- 注6. 薬効分類は、「日本標準商品分類」の「中分類87-医薬品及び関連製品」に準拠して設定している。
- 注7. 年齢は、実際の診療年月末日時点である。





注1. 協会けんぽ(一般分)の医科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。(ただし、電子レセプトに限る。)

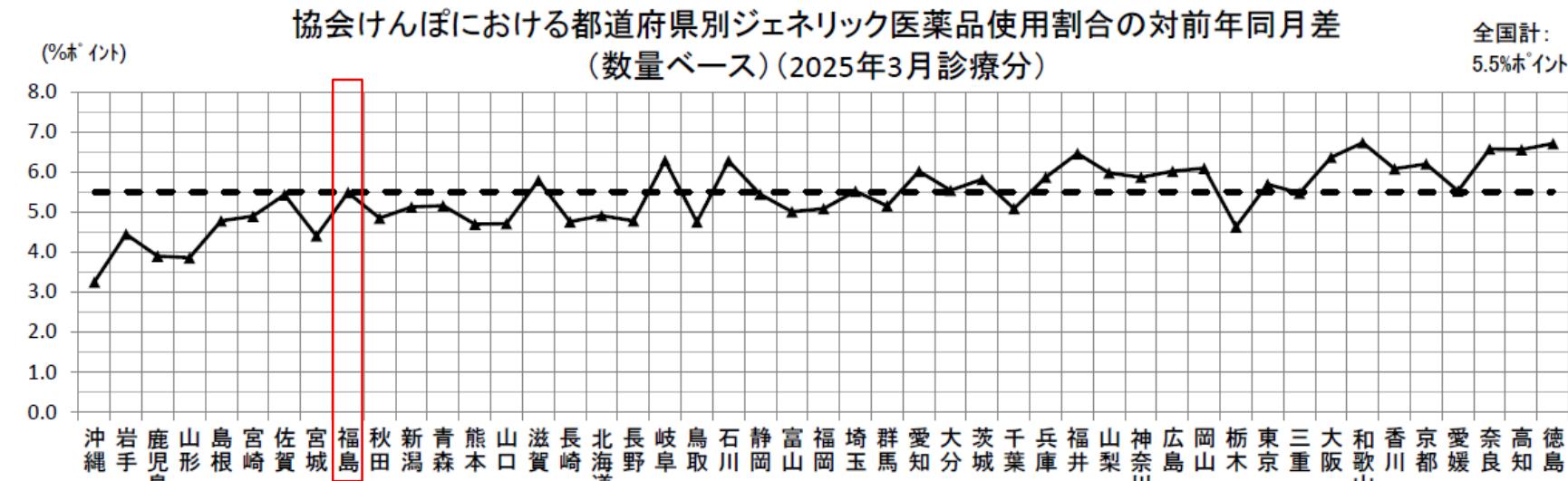
なお、DPCレセプトについては、直接の診療報酬請求の対象としているコーディングデータを集計対象としている。

注2.「数量」は、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えたものをいう。

注3. 都道府県は、加入者が適用されている事業所所在地別に集計したものである。

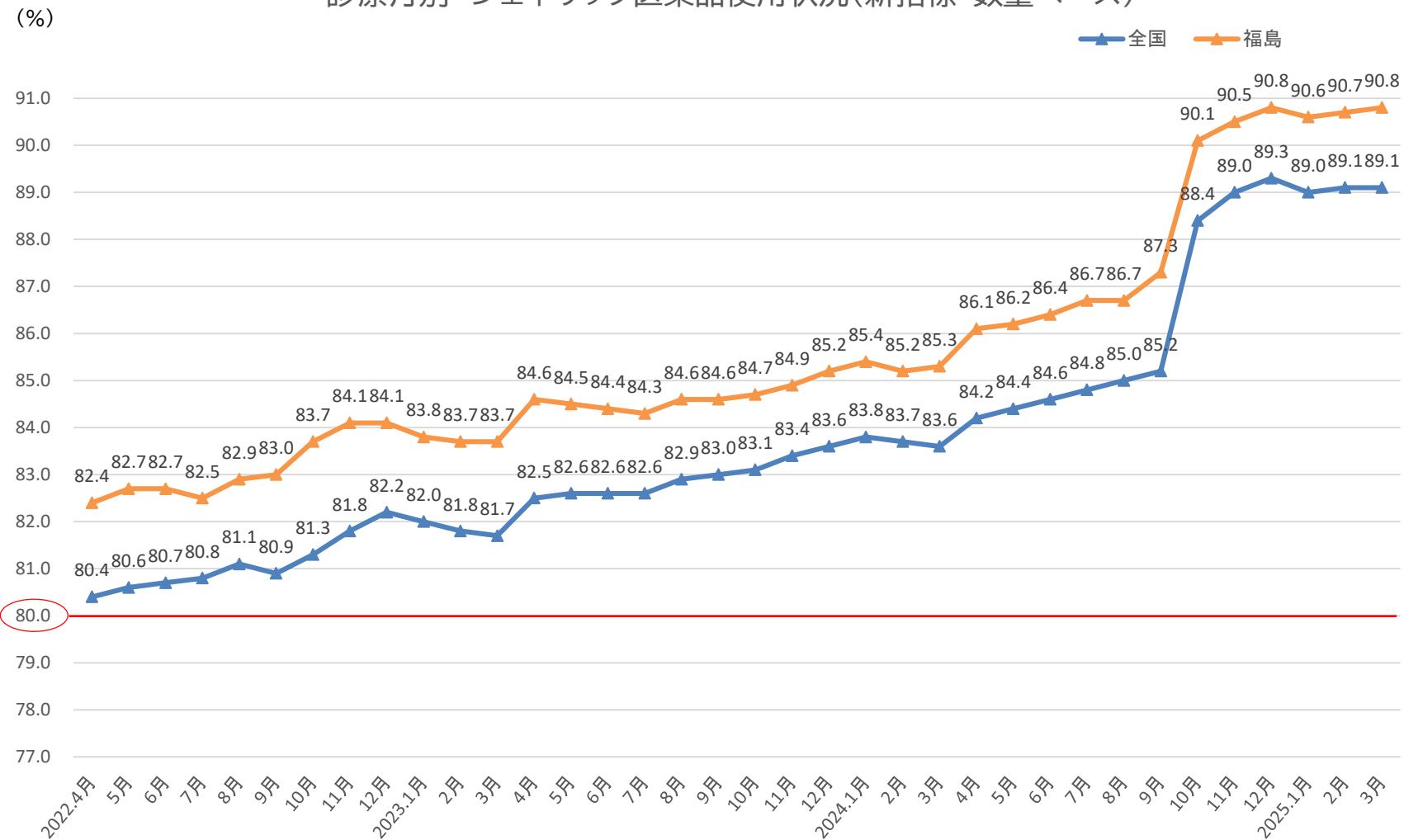
注4. [後発医薬品の数量] / ([後発医薬品のある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量])で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

福島支部のジェネリック医薬品使用割合は全国では9位と上位に位置しているが、東北6県の中では3番目に低い。

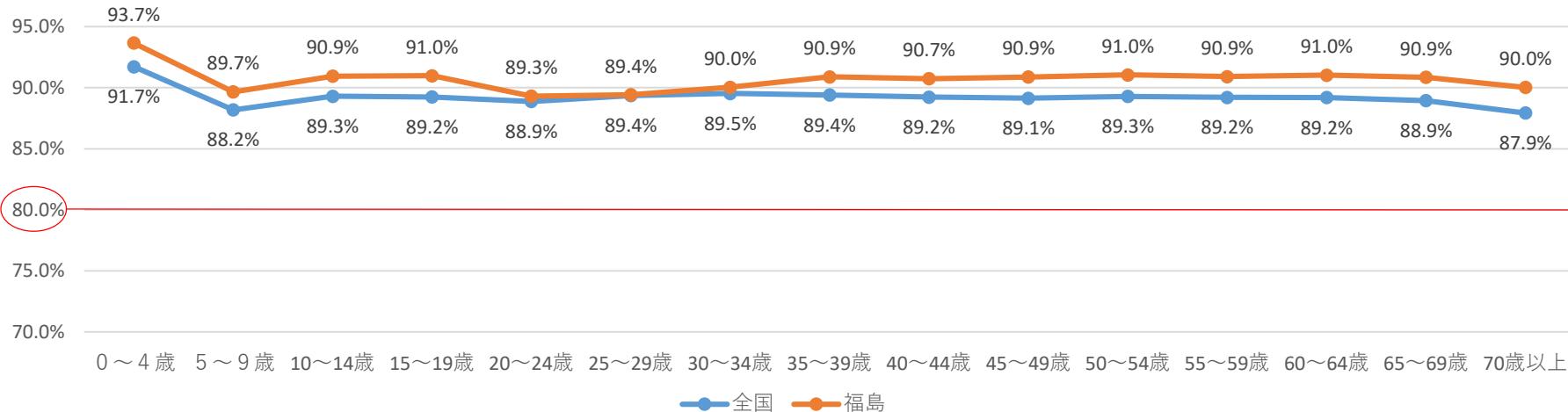


福島支部の対前年度同月差は、全国平均(5.5ポイント)と同等の5.5ポイントとなっている。

診療月別 ジェネリック医薬品使用状況(新指標・数量ベース)

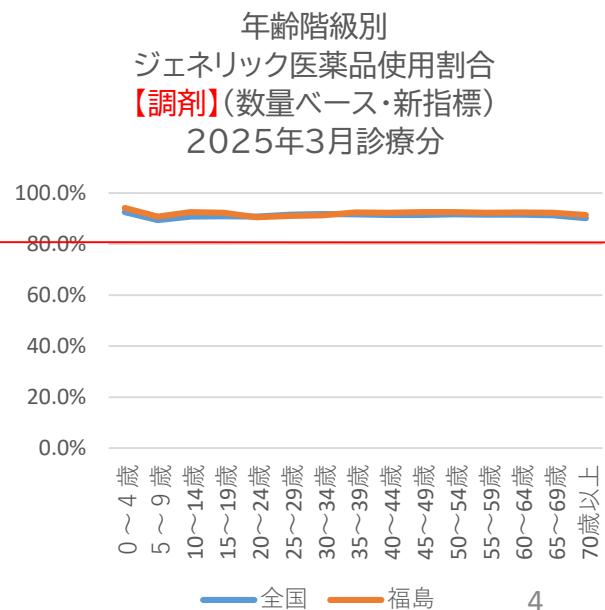
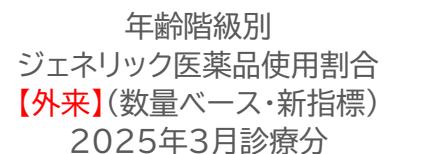
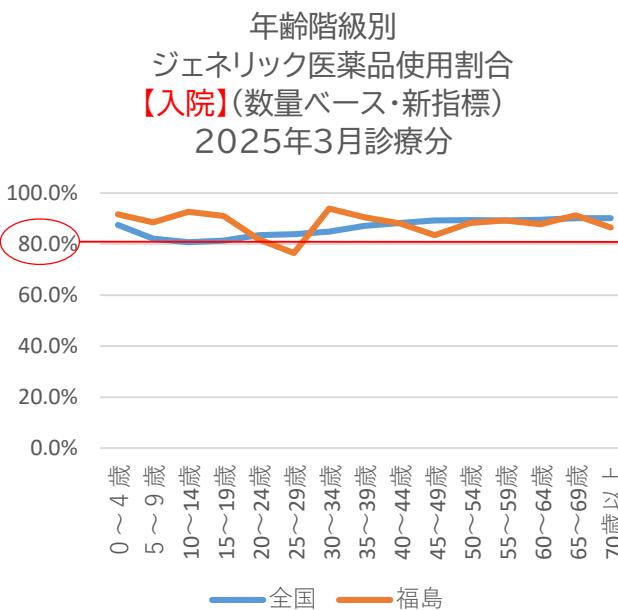


年齢階級別 ジェネリック医薬品使用割合 2025年3月診療分

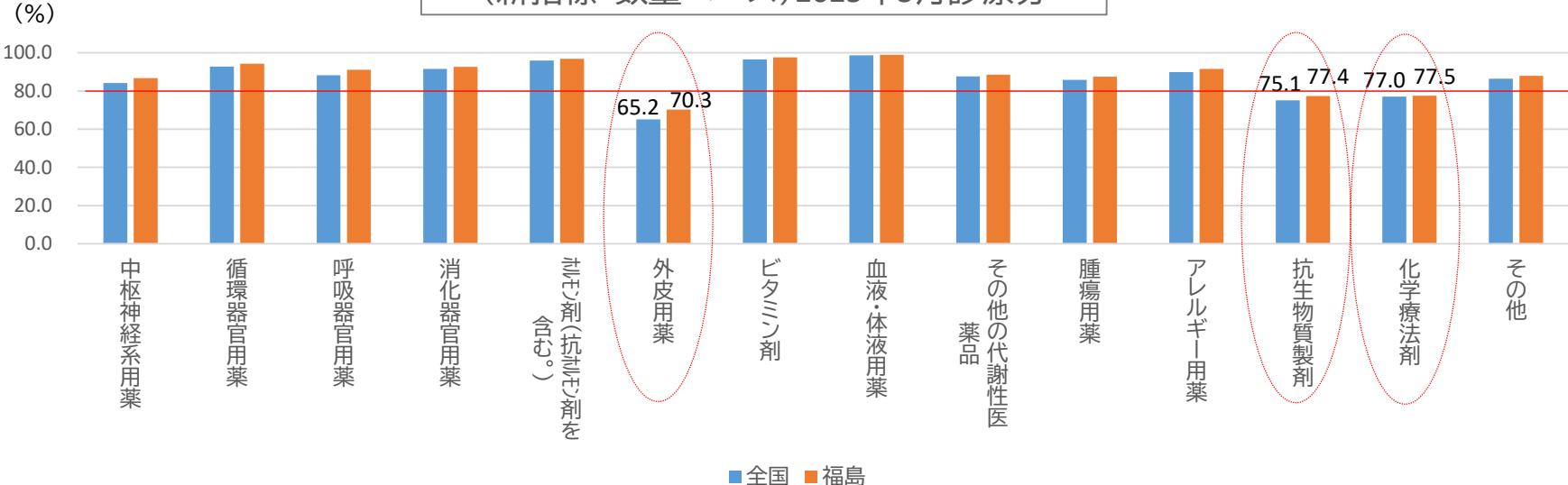


全国、福島支部ともに使用割合は80%を超えていて、福島支部では全世代で使用割合が全国平均よりも高い。

診療種別ごとにみると、外来での使用割合がやや低い傾向にある。

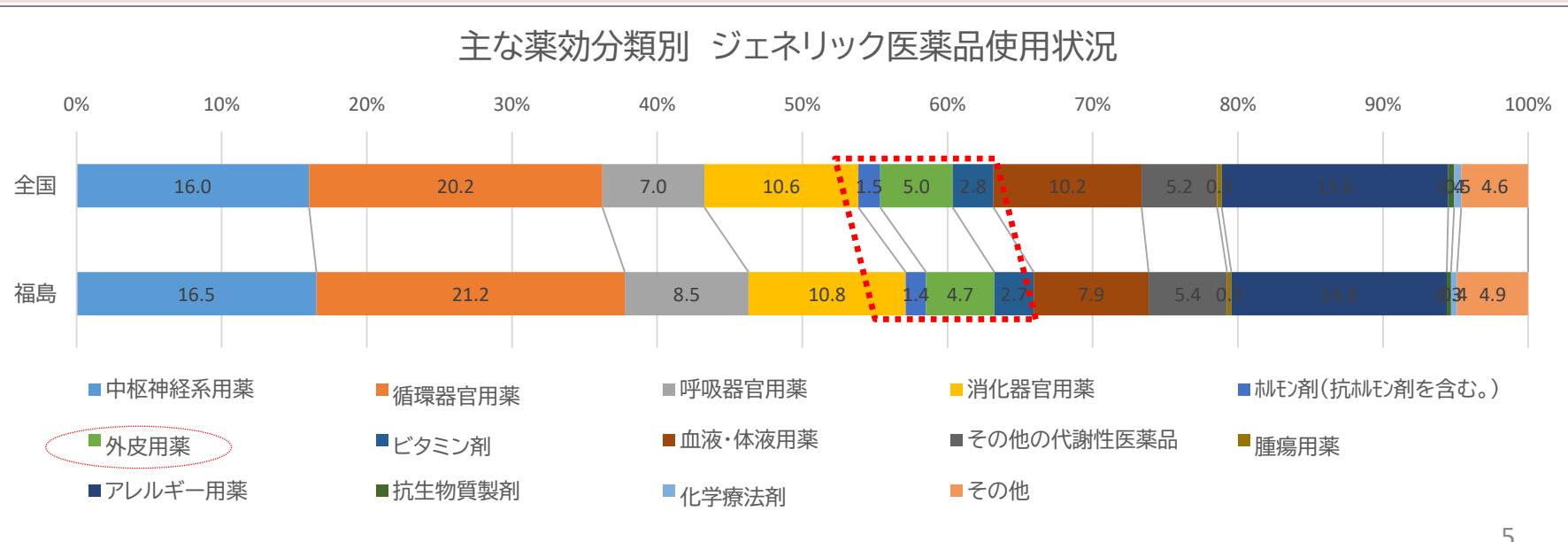


主な薬効分類別 ジェネリック医薬品使用状況 (新指標・数量ベース)2025年3月診療分



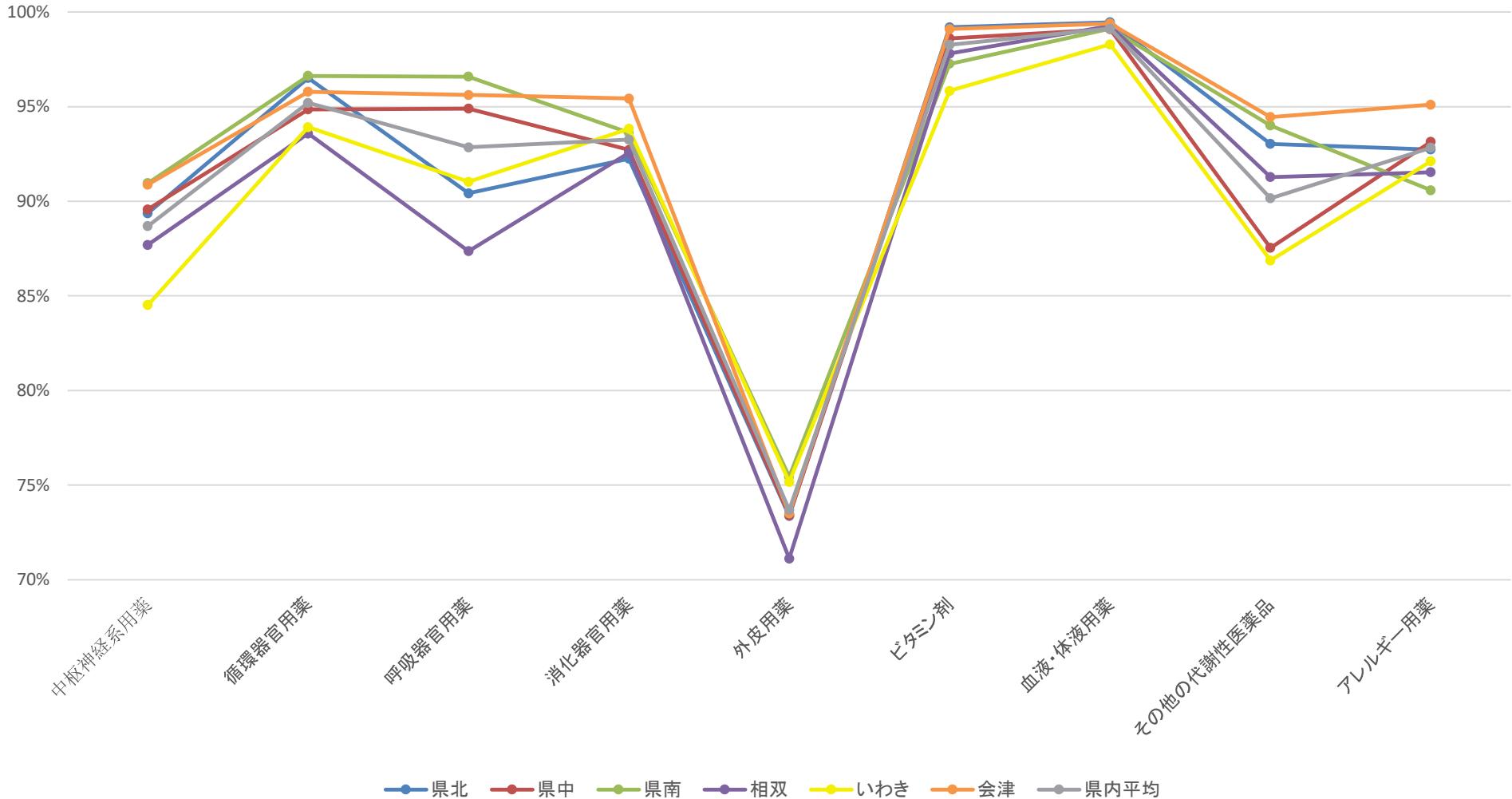
薬効別の使用割合では、「外皮用薬」、「抗生物質製剤」、「化学療法剤」が80%を下回っている。
なお、福島支部の外皮用薬の使用状況は、ジェネリック医薬品全体の4.7%を占めている。

主な薬効分類別 ジェネリック医薬品使用状況



※[後発医薬品のある先発医薬品の数量]+[後発医薬品の数量]の薬効分類別の構成割合で集計

【二次医療圏別／薬効別】 ジェネリック医薬品使用割合(調剤分)



※調剤レセプトについて 調剤薬局の所在地住所ごとに集計